

23.10.18 中機財第3号  
令和5年10月27日

## 入札説明書（最低価格方式）

件名 中小機構保有施設（全国33施設）で使用する電気の調達

調達 No 7. 中小企業大学校広島校他1施設で使用する電気（中国電力(株)管内）

令和5年10月27日  
財務部調達・管理課

## 入札説明書

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）の「中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達 調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気（中国電力(株)管内）」に係る入札（令和 5 年 10 月 27 日付け官報公告）については、関係法令、中小企業基盤整備機構会計規程（以下、「会計規程」という。）、中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（以下、「契約要領」という。）、政府調達事務取扱要領（以下「政府調達要領」という。）及び中小企業基盤整備機構競争契約入札心得（以下、「入札心得」という。）に基づくもののほか、下記に定めるところによる。

### 記

#### 1. 調達内容

##### (1) 購入等件名及び数量

件名 「中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達  
調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気  
（中国電力(株)管内）」

予定契約電力<sup>※1</sup> 298 kW、使用予定総電力量<sup>※2</sup> 649,742 kWh

※1：予定契約電力は、令和 5 年 3 月の値である。また複数施設の場合は合計値である。

※2：使用予定総電力量（1 ヶ年分）は、過去 1 年間の実績値×1 ヶ年分である。また複数施設の場合は合計値である。

数量 仕様書（別紙 2）のとおり

##### (2) 特質等

仕様書のとおり

##### (3) 契約予定日及び供給期間

契約予定日 令和 6 年 1 月末日以降可能

供給期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

##### (4) 需要場所

仕様書（別紙 1）による

##### (5) 入札方法

① 入札は、入札公告に示してあるとおり、調達 No. 1 から No. 8 までの調達毎に行う。

② 入札書は件名ごとに作成し、⑦記入例 4「封筒記入例」のとおり封緘して提出すること。

③ 入札書に記載する金額は、調達 No. 1 から No. 8 の調達毎に、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（従量料金単価）に、あらかじめ当機構が仕様書別紙 2 で提示する施設毎、月毎の予定契約電力及び予定使用電力量を乗じた価格（1 ヶ年分）の総価（施設合計）を入札金額（消費税相当額を含む。）とすること。

※ 入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率割引は力率 100%と仮定し、0.85 を用いること。発電費用等に係る燃料価格変動等の調整額及び電

気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（消費税相当額を含む、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

## 2. 競争参加資格

- (1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領\*（以下「要領」という。）第2条及び第3条の規定に該当する者ではないこと。※要領については機構HP (<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>) を参照。
- (2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。
- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「物品の製造」、「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。  
なお、全省庁統一資格を有していない者であっても資格審査申請を行い、機構が同等の資格を有することを確認し、本入札に限り参加を認めた者であること。  
※資格審査申請を希望する者は、以下に示す問合せ先へ電話もしくはメールで連絡し、資格申請様式を入手の上、令和5年11月15日（水）12時00分までに下記へ必要な書類を添えて資格審査申請を行うこと。この審査結果は本入札案件についてのみ有効となる。

### 【問合せ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務部 調達・管理課

競争参加資格審査担当 電話 03-5470-1507 E-mail [chotatsu@smrj.go.jp](mailto:chotatsu@smrj.go.jp)

- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (5) 当該調達に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点から「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たすこと。
- (7) 以下の3. に定める証明書等を提出あるいは提出し承認を受けたものであること。

## 3. 証明書等の提出について

上記2. 競争参加資格について、添付資料「②申請書様式」により作成し、令和5年11月30日（木）17:00までに郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は書留郵便のみとし、期日までに必着。なお、複数の入札を希望する場合であっても「②申請書様式」は1通で良い。

### (1) 提出場所

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル7階

独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務部 調達・管理課

電話 03-5470-1507 F A X 03-5470-1512

担当 梅沢 E-mail [chotatsu@smrj.go.jp](mailto:chotatsu@smrj.go.jp)

(2) 承認又は未承認の回答

提出された書類に関する承認又は未承認の回答は、提出書類に記入された担当者あてに電子メールで回答する。

(3) その他

- ① 資料の提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 資料は、本件入札に関する競争参加資格の確認以外には使用しない。
- ③ 提出された資料は返却しない。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る説明会については、次のとおり開催する。

日時：令和5年11月9日（木）14時00分～

場所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル 中小企業基盤整備機構 2階  
2L 会議室

入札説明会に参加を希望する者は、令和5年11月8日（水）17:00までに3. (1)の場所にFAX又は電子メール（会社名及び出席者明記のうえ（形式自由））により申請すること。定員は各社1名とする。

4. 仕様書等の交付

仕様書等は、入札説明会にて配布する。入札説明会に出席できない者は、3. (1)の場所に①会社名、②部署、役職、③氏名を明記の上、電子メールにて申請のこと（申請様式は任意）。

交付期間は、令和5年11月9日（木）から令和5年11月30日（木）17:00まで。

5. 仕様書等に関する照会

仕様書等についての照会は、質問書（添付資料④記入例1、添付資料⑧様式1）を作成し、令和5年11月15日（水）17:00までに3. (1)の場所へ提出すること（郵送の場合は必着）。ただし、質問内容（様式任意）については、事前に電子メールにより3. (1)の場所へ提出すること。

質問に対する回答は、質問があった場合において、仕様書等の交付を申請した者、全員に電子メールにて回答する。電話、及びFAXでの質問については一切回答しない。

併せて、令和5年11月27日（月）より令和5年12月7日（木）までの間、3. (1)の場所においても掲示する。

質問のない場合については、質問書の提出は不要である。

6. 入札書の提出方法、場所等並びに開札に立ち会う者に関する事項

入札者は、初度の入札書を直接又は書留郵便で提出しなければならない。

なお、代理人をして入札書の開札の立会い、2度目以降の入札をさせるときは、添付資料⑨様式2の委任状を提出しなければならない。

委任状の代表者印については、添付資料⑤記入例2のとおり当機構又は全省庁等統一資格へ競争参加資格申請を行った際に使用した代表者印によるものとし、使用印鑑

変更届の提出がない異なる代表者印で押印されたものについては、その委任状、入札書が全て無効（失格）となるので注意すること。

・入札書

様式：添付資料⑩様式 3 を封入すること。

添付資料⑥記入例 3 を参照し作成すること。

郵送にあたっては、入札書在中の封筒を郵便封筒に封入し、「入札書在中」と記入し、配達記録郵便または書留郵便によること。

なお受領期限を遅延して提出した入札書、密封・封緘していない入札書は、その理由の如何を問わず無効とする。

提出物については、返却しないものとし、書類作成に要する費用は入札者の負担とする。

(初度入札書の提出)

(1) 提出場所

3. (1)による。

(2) 受領期限

入札書の受領期限 令和5年12月18日(月)17:00まで

(3) 開札（2度目以降の入札を含む。）の日時及び場所

令和5年12月19日(火)

①時刻

調達 No. 7 16:00

②場所

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人中小企業基盤整備機構 2階 2L会議室

なお、入札は、7. (3)「初度入札を含め3回を限度として直ちに再度の入札を行う。」こととなるため、開札の立会いをしない場合には、令和5年12月18日(月)17:00までに文書または電子メールにて、立会いをしない旨及び2回目以降の入札を放棄する旨を申し出ること。なお、この様式は問わない。

7. 落札者の決定方法

(1) 当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

但し、予定価格に対し著しく低い金額により入札が行われた場合にあっては、調査等を行った上で落札者を決定する場合がある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。なお、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引いて落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において、各人の入札のうち、当機構の定める予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、初度入札を含め3回を限度として直ちに再度の入札を行う。

なお、この入札手続きにおいて失格となった者及び無効入札者については、原則として再度入札に参加することはできない。

但し、予定価格と応札額が著しく乖離している場合は再度の入札を行わず不調として入札を中止する場合がある。

(4) 入札金額については、本書、入札公告及び仕様書に基づき作成された、調達区分ごとの各施設の総価（1カ年分）としている。開札をした場合において、入札金額がこれ以外の表記がなされていたと判明した場合、理由の如何を問わず、入札書は無効とする。

## 8. 契約書の作成

契約書は、添付資料③別紙2「契約書（案）」を原則とし、当機構と落札者との協議により2通作成し、双方各1通を保有する。

なお、契約単価は添付資料⑩様式3の別紙、内訳書に記入された単価で契約するものとする。

## 9. 支払いの条件

支払いは毎月、適正な支払請求書を受領した日から30日以内に対価を支払うこととする。ただし、落札者の公表している規程等がある場合は甲乙協議してこれに変えることができるものとする。

## 10. 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地等

東京都港区虎ノ門三丁目5番1号  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
契約担当役

理 事 森澤 泰治

※契約手続きの問い合わせについては、上記の者ではなく、3.(1)の担当者に問い合わせをすること。

## 11. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 12. 入札心得

入札心得については、当機構ホームページ「入札・契約情報／発注予定工事・契約関係書類／工事契約関連」の頁（アドレス）

<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/order/index.html>に掲載されているので適宜参照すること。入札心得に記載されている事項については、この入札説明書において必要とされる事項を各項において標記しているが、この説明書を補完する条文は、第2（公正な入札の確保）、第2の2（談合等不正行為があった場合の違約金等）、第3（入札の取り止め等）、第5（入札書の引き換え等の禁止）、第6（入札の無効）であり、このほか本入札に適合しない項目及び様式等については、本説明書、仕様書によるものとする。

## 中小企業基盤整備機構競争契約入札心得（該当部分抜粋）

### （公正な入札の確保）

第2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

### （談合等不正行為があった場合の違約金等）

第2の2 第8に定める落札者が、次の各号の一に該当したときは、落札者は、契約担当役の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当役の指定する期間内に支払わなければなりません。

一 契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 契約に関し、落札者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定に該当した場合は契約を取り消す場合があります。

3 第1項に規定された条項は履行後も有効となります。

### （入札の取り止め等）

第3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

### （入札書の引換え等の禁止）

第5 入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字により判断しますから、見積り誤り、書き誤り、その他の動機の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。

### （入札の無効）

第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

一 入札金額を記載していない入札又は入札金額を訂正した入札

二 記名又は押印のいずれかを欠く入札

三 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札

四 入札に参加することができない者がした入札

五 委任状を入札前までに提出していない代理人名の入札

六 2通以上の入札書をもってした入札

七 明らかに連合によると認められる入札

- 八 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- 九 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもってした入札
- 十 機能証明書等を添付することとされた入札にあっては、当該機能証明書等が審査の結果採用されなかった入札
- 十一 調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札

### 13. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書類等について説明を求められた場合は、自己の負担において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 提出した入札書及び証明書類等は、変更及び取り消しをすることができない。
- (3) 3. の証明書類を提出した者が、本件入札を入札前に辞退する場合は、様式4「入札辞退届」を提出すること。（郵送でも可。）
- (4) 今回の入札を通じて入札者が知り得た情報は、第三者に漏洩してはならない。

#### ◎添付資料

##### 仕様書 別冊

- ① 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
- ② 申請書様式、別紙1 適合証明書
- ③ 別紙2 「契約書（案）」
- ④ 記入例1 「質問書」
- ⑤ 記入例2 「委任状」
- ⑥ 記入例3 「入札書・内訳書」
- ⑦ 記入例4 「封筒記入例」
- ⑧ 様式1 「質問書」
- ⑨ 様式2 「委任状」
- ⑩ 様式3 「入札書・内訳書」
- ⑪ 様式4 「入札辞退届」



① 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件  
(中国電力(株)管内)

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が55点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000 以上0.450 未満	70
	0.450 以上0.475 未満	65
	0.475 以上0.500 未満	60
	0.500 以上0.525 未満	55
	0.525 以上0.550 未満	50
	0.550 以上0.575 未満	45
	0.575 以上0.600 未満	40
	0.600 以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認書類として1.の条件を満たすことを示す資料及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1.の表による評点の合計が55点以上となるように電力を供給するように努めること。
- (2) 1.の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1.の基準を満たして電力の供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) ①二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の「用語の定義」

用語	定義
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端) (kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) / 令和3年度の供給電力量(需要端) × 100</p> <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を</p>

	<p>受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和3年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>（算定方式）</p> <p>令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)=</p> $\frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ <p>①令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>②令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦令和3年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象と</p>

	<p>し、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 （ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに関し、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和3年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び「①二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」にのみ適用する

②【申請書様式】

令和 年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理事 森澤 泰治 あて

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達  
に関する入札に係る競争参加資格確認書類の提出について

※入札に参加する各調達 No, 地区のチェック欄に○印を付すこと。

調達 NO.	1	2	3	4	5	6	7	8
地 区	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸	関 西	中 国	九 州
チェ ック								

「中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達」の入札に関し、以下の  
とおり応募者の条件に適合することを証明します。

項 目	条 件	回 答 (○or ×)	添 付 資 料 の 有 無
1	契約要領第 2 条及び第 3 条の規定に該当する者 ではないこと。		
2	独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力 対応規程（規程 22 第 37 号）第 2 条に規定す る反社会的勢力に該当する者ではないこと。		
3	令和 4・5・6 年度の全省庁統一資格を有する 者であり、「物品の製造」、「物品の販売」の 「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格 付されている者であること。 なお、全省庁統一資格を有していない者であ っても資格審査申請を行い、機構が同等の資格を 有することを確認し、本入札に限り参加を認め た者であること。		資格審査結果通知書又は 本入札に限り有効な参加 資格証明の写しを添付す ること。

4	電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。	小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し
5	当該調達に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。	直近3カ年の決算関係資料（貸借対照表、損益計算書）の写し
6	省CO2化の要素を考慮する観点から、添付資料①「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たすこと。	別紙1（適合証明書）

#### 申請書に対する照会先

会社名	
所属部署	
担当者名	
電話番号	
FAX	
E-Mail	

#### 【記載上の注意事項】

1. 申請書の様式で要求している事項に対し、条件を全て満たしている場合は「回答欄」に「○」を、満たさない場合は「×」を記載。
2. 「添付資料の有無」の欄に記述している資料は必ず添付すること。



③ 別紙 2

契 約 書 (案)

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達 調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気（中国電力(株)管内）の需給について下記条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の目的）

第 1 条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第 2 条 契約金額は次のとおりとし、2 項に定める消費税を含むものとする。

（基本料金）

種別・区分	基本料金単価 (1kWにつき)
基本料金	円 銭

（電力量料金）

	電力量料金単価 (1kWhにつき)
ピーク時電力量	円 銭
昼間電力量・夏季	円 銭
昼間電力量・その他季	円 銭
夜間電力量・夏季	円 銭
夜間電力量・その他季	円 銭

※入札書の別紙、内訳書に記載された金額（単価）が契約金額となる。

2 消費税は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき算出した額とする。



3 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。

(供給場所及び期間)

第3条 乙の電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 仕様書別紙1のとおり

契約期間 令和6年 月 日(契約締結日)から令和7年3月31日

供給期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第8条 乙は毎月1日(以下「計量日」という。)に、記録された値を、原則として同日に検針の上、使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から、当月の計量日の前日までとする。

(料金の算定方法)

第10条 乙は第8条に定められた検査終了後、第7条に定める契約電力に、第2条で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額と、当月分における使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額とを合算した額を1か月ごとに甲に請求するものとする。ただし、第7条に定める契約電力に、第2条で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額は、当月の力率により料金割引または割増を行なうものとする。

(料金の請求及び支払い)

第11条 乙は、第8条に定めた検査終了後、第10条の規定、並びに法令等で定める燃料費調整および再生可能エネルギー電賦課金の規定に基づき、支払い請求書を作成(円未満の端数切り捨て)し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払い請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5%の割合で計算した金額(円未満の端数切り捨て)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(不測の事情による契約解約等)

第13条 本契約期間中に、甲において監督官庁の査定、指示等の不測の事情により本業務が縮小、廃止される場合及び電気の需給を受ける施設の管理・運営を第三者に委託する場合並びに施設を譲渡する場合には、甲は、本契約の変更の申し入れ又は解約することができる。

2 前項の場合、甲は、本契約の変更又は解約の申し入れについて、変更又は解約しようとする日の2ヶ月前までに、書面をもって乙に通知しなければならない。

3 第1項の場合には、乙は、これにより生じた損害の賠償を甲に請求することができない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められたとき。

二 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

三 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達成することが明らかにできないと認められるとき。

(違約金)

第15条 天災その他不可抗力の原因によらないで、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了までに係る契約電力に第2条に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額と予定使用電力量に契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第16条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第17条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 この契約条項又は契約に定めのない事項については、地域の一般電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件又は電気需給約款等(以下「標準約款等」という。)準拠すること、並びに地域の一般電気事業者が定める託送供給約款によるものとし、紛争または疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

## 特記事項

### 【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

(1) 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

(2) 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

(3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

3 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（損害賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

## 【特記事項2】

（反社会的勢力の場合の契約の解除等）

第4条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程第22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を

締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙の下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門三丁目 5 番 1 号  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役  
理 事 森澤 泰治

乙 東京都##区##町#丁目#番#号  
株式会社 \* \* \* \* \*  
代表取締役 \* \* \* \* \*

**契約書条文に係る留意事項**

本件契約については、原則としてこの契約条文によるものとする。  
業務履行上特段の事情がある場合については、別途覚書、特約条項等を取り交わすものとする。  
契約書体裁については、この条文のほか仕様書を添付して製本し甲乙取り交わすものとする。

④ 記入例 1

様式 1

令和 年 月 日  
※（質問書提出日を記入する）

## 質 問 書

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理 事 森澤 泰治 あて

※必ず代表者によるものとし、  
登録済の代表者印を押印する。

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目 5 番 1 号

会社名 株式会社中小商事

代表者名 代表取締役 中小太郎

印

印

中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達  
に関する質問書を提出します。

※共通の質問については、<共通>と、個別の質問については  
<調達 NO. 7>を頭にご記入ください。

質問事項 ① <共通>

.....

② <共通>

.....

③ <調達 NO. 7>

.....

⑤ 記入例 2

様式 2

委 任 状

私は、中小 一郎 を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達 調達 No 7. 中小企業大 학교 広島校他 1 施設で使用する電気（中国電力(株)管内）」に関し、下記の権限を委任します。

※複数の調達を希望する場合、委任状は調達 No. ごとに提出すること。  
※当日の開札に立ち会いをしない場合には、委任状の提出は不要。

記

1. 開札の立ち会いに関する一切の件
2. 再度入札（見積）に関すること。

代理人 使用印鑑	○ 中 小
-------------	-------------

令和 年 月 日

※必ず代表者によるものとし、  
競争参加資格申請書に登録済の  
代表者印を押印する。

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目 5 番 1 号  
委任者 会社名 株式会社中小商事  
代表者名 代表取締役 中小太郎 印

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理 事 森澤 泰治 あて

⑥ 記入例 3

様式 3

入 札 書

円止め（小数点以下は切り捨て）

金. \_\_\_\_\_ 円也

（施設が複数ある場合は合計金額）

【内訳書】別紙のとおり。

（入札件名）「中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達  
調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気  
（中国電力(株)管内）」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

日付は作成日を記載すること。

住 所 ※業者登録に記載の会社住所、会社名を記入  
会社名 株式会社中小商事  
氏 名 ※初度入札書には代表者名、代表者印  
(使用印鑑届けで申請している印鑑)  
※2 度目以降、代理人が再度入札の場合は代  
理人氏名と委任状に押印された印鑑、会社  
印は不要。

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役  
理 事 森澤 泰治 あて



⑥ 記入例 3

様式 3 別紙 総括表

(件名) 「中小機構保有施設 (全国 33 施設) で使用する電気の調達  
 調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気  
 (中国電力(株)管内)」

施 設 名	金 額 (円)
①中小企業大学校広島校	
②岡山大インキュベータ	
合 計 金 額 (円)	

⑥ 記入例 3

様式 3 別紙 内訳 ※調達 No. 7 は 2 施設であり、別紙内訳書を 2 枚添付。  
調達 No. 7

施設名； 中小企業大学校広島校

1. 基本料金

区 分	a) 予定契約 電力 (kW)	b) 供給期間 12 ヶ月	c) 基本料金 単価 (円/kW)	d) 力率補正 0.85	e) 金額 (円) a) × b) × c) × d)
基本料金	A	12	B	0.85	12 × 0.85 × A × B
小計①					①

2. 電力量料金

区 分	f) 予定使用電力量 (kWh)	g) 電力量料金単価 (円/kWh)	h) 金額 (円) f) × g)
ピーク時電力量	C	D	C × D
昼間電力量・夏季	E	F	E × F
昼間電力量・その他季	G	H	G × H
夜間電力量・夏季	I	J	I × J
夜間電力量・その他季	K	L	K × L
小計②			C × D + E × F + G × H + I × J + K × L

3. 入札書価格算定

区 分	金額 (円)
A 合計 (小計①+小計②) (円)	① 12 × 0.85 × A × B + ② C × D + E × F + G × H + I × J + K × L

★予定契約電力量 (kW) 及び電力量 (kWh) については、仕様書別紙 2 による。

※1：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。

ただし調達内の施設が、1 施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も 1 通で良い。

※2：用いる数値は次の考え方による。

a) 予定契約電力 (kW) は仕様書別紙 2 に提示する数量 (単位止)

b) 供給期間は 12 ヶ月：整数値

c) 基本料金単価 (円/kW) は小数点以下 2 位止

d) 力率補正值は 100%と仮定「 $[(185 - \text{力率}) / 100]$ 」で算出した数値 0.85 (固定値)」とする。e)、h) 及び小計①、小計②は、小数点 2 位止

f) 予定使用電力量 (kWh) は仕様書別紙 2 に提示する数量 (単位止)。

g) 電力量料金単価 (円/kWh) は小数点以下 2 位止とする。

※3：<再掲> 予定価格算定においては、力率補正值は 100%と仮定、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。

※4：A の合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

封筒記入例

表

裏

<p style="text-align: center;">独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p style="text-align: center;">契約担当役 理事 森澤 泰治 あて</p> <p>件名 「中小機構保有施設（全国33施設）で使用する電気の調達 調達番号7 中小企業大学校広島校他1施設で使用する電気（中国電力（株）管内）」に係 る入札書</p>	<p style="text-align: center;">封 緘</p>	<p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">会 社 名</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 名</p>
<p>・封筒様式は長3封筒を使用すること。 ・また、封緘印については代表者印、社印のいずれでもかまわない。</p>		

## 質 問 書

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理 事 森澤 泰治 あて

住 所  
会社名  
代表者名

中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達  
に関する質問書を提出します。

※共通の質問については、〈共通〉と、個別の質問については  
〈調達 NO. 7〉を頭にご記入ください。

質問事項 ①

.....

②

.....

③

.....

⑨ 様式 2

委 任 状

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達 調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気（中国電力(株)管内）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 開札の立ち会いに関する一切の件
2. 再度入札（見積）に関すること。

代 理 人 使用印鑑	
---------------	--

令和 年 月 日

住 所  
委任者 会社名  
代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役  
理 事 森澤 泰治 あて

⑩ 様式 3

入 札 書

金. \_\_\_\_\_ 円也

(入札件名) 「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達  
調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気  
(中国電力(株)管内)」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所  
会社名  
氏 名

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
契約担当役  
理 事 森澤 泰治 あて

⑩ 様式 3 別紙 総括表

(件名「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達  
調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気  
(中国電力(株)管内)」の施設で使用する電気)

施 設 名	金 額 (円)
①中小企業大学校広島校	
②岡山大インキュベータ	
合 計 金 額 (円)	

⑩ 様式3 別紙 内訳①

調達 No. 7

施設名； 中小企業大学校広島校

1. 基本料金

区 分	a) 予定契約 電力(kW)	b) 供給期間 12ヶ月	c) 基本料金 単価 (円/kW)	d) 力率補正 0.85	e) 金額 (円) a) × b) × c) × d)
基本料金					
小計①					

2. 電力量料金

区 分	f) 予定使用電力量 (kWh)	g) 電力量料金単価 (円/kWh)	h) 金額 (円) f) × g)
ピーク時電力量			
昼間電力量・夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量・夏季			
夜間電力量・その他季			
小計②			

3. 入札書価格算定

区 分	金額 (円)
A 合計 (小計①+小計②) (円)	

★予定契約電力量 (kW) 及び電力量 (kWh) については、仕様書別紙2による。

※1：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。

ただし調達内の施設が、1施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も1通で良い。

※2：用いる数値は次の考え方による。

a) 予定契約電力 (kW) は仕様書別紙2に提示する数量 (単位止)

b) 供給期間は12ヶ月：整数値

c) 基本料金単価 (円/kW) は小数点以下2位止

d) 力率補正値は100%と仮定「 $〔185 - \text{力率}〕 / 100$ 」で算出した数値0.85 (固定値) とする。e)、h) 及び小計①、小計②は、小数点2位止

f) 予定使用電力量 (kWh) は仕様書別紙2に提示する数量 (単位止)。

g) 電力量料金単価 (円/kWh) は小数点以下2位止とする。

※3：<再掲> 予定価格算定においては、力率補正値は100%と仮定、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。

※4：Aの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。



⑩ 様式3 別紙 内訳②

調達 No. 7

施設名； 岡山大インキュベータ

1. 基本料金

区 分	a) 予定契約 電力(kW)	b) 供給期間 12ヶ月	c) 基本料金 単価 (円/kW)	d) 力率補正 0.85	e) 金額 (円) a) × b) × c) × d)
基本料金					
小計①					

2. 電力量料金

区 分	f) 予定使用電力量 (kWh)	g) 電力量料金単価 (円/kWh)	h) 金額 (円) f) × g)
ピーク時電力量			
昼間電力量・夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量・夏季			
夜間電力量・その他季			
小計②			

3. 入札書価格算定

区 分	金額 (円)
A 合計 (小計①+小計②) (円)	

★予定契約電力量 (kW) 及び電力量 (kWh) については、仕様書別紙2による。

※1：内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。

ただし調達内の施設が、1施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も1通で良い。

※2：用いる数値は次の考え方による。

a) 予定契約電力 (kW) は仕様書別紙2に提示する数量 (単位止)

b) 供給期間は12ヶ月：整数値

c) 基本料金単価 (円/kW) は小数点以下2位止

d) 力率補正値は100%と仮定「 $〔185 - \text{力率}〕 / 100$ 」で算出した数値0.85 (固定値)」とする。e)、h) 及び小計①、小計②は、小数点2位止

f) 予定使用電力量 (kWh) は仕様書別紙2に提示する数量 (単位止)。

g) 電力量料金単価 (円/kWh) は小数点以下2位止とする。

※3：<再掲> 予定価格算定においては、力率補正値は100%と仮定、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。

※4：Aの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

⑪ 様式 4

## 入札辞退届

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役

理事 森澤 泰治 殿

入札件名： 「中小機構保有施設（全国 33 施設）で使用する電気の調達  
調達 No 7. 中小企業大学校広島校他 1 施設で使用する電気  
（中国電力（株）管内）」

上記入札を辞退いたします。なお、辞退理由は次のとおりです。

令和 年 月 日

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先 ( )

なお、任意辞退者（機構側より本入札の参加資格がないとされた者以外）にあつては、以下の各項目より辞退に至った理由についてご回答ください。〔該当する項目にチェックをしてください（複数選択可）〕。

### A 競争参加資格について

- ①企業等に求められる業務実績の要件が厳しかった
- ②管理技術者等に求められる業務実績の要件が厳しかった
- ③管理技術者等に求められる資格要件が厳しかった
- ④その他〔具体的にご記入ください.....〕

### B 業務内容

- ①落札できる見込みがないと判断した  
〔理由.....〕
- ②仮に受注したとしても、自社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であり、業務を確実に履行できないリスクがあると判断した
- ③仮に受注したとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難と判断した
- ④現時点において必要な技術者等が不足しており、契約履行開始までに必要な体制を整えること等が困難と判断した
- ⑤発注ロット（業務規模）が大きく、そもそも受注することが困難と判断した
- ⑥他の受注業務を履行中であり、追加して受注することが困難と判断した
- ⑦その他〔具体的にご記入ください.....〕

### C 手続関係

- ①入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短かった
- ②業務の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭だった
- ③契約締結から履行開始までの準備期間が短かった
- ④履行開始から終了までの履行期間が短かった
- ⑤その他〔具体的にご記入ください.....〕

※本書の提出及び質問事項の回答を理由に以後の入札参加において不利を受けることはありません